

令和6年度 鹿児島県中学校総合体育大会における複数校合同チーム編成規定

鹿児島県中学校体育連盟

1 趣 旨

学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができない場合にそれぞれの学校長の判断により、近隣の中学校と合同でチームを編成し、大会に参加できるようにすることを目的とする。このことは、少子化等に伴い、少人数となった既存の運動部に、大会参加の機会を与えようとするものであり、勝利至上主義を第一の目的とする合同チームは適用されない。

2 条 件

- (1) 地区内（中体連で地区割りされた10地区）で編成するものとし、合同が適正であると、地区中体連会長と県中体連会長が共に認めた場合に限る。
- (2) それぞれの学校に、その競技の部が存在していること。
- (3) それぞれの学校長が、合同部活動を承認し、合同チームとして計画的・継続的に練習が行われていること。
- (4) 合同チームの承認競技は、個人種目のない下記8競技とし、それぞれの競技の最低出場人数に満たない場合のみ合同チームを編成できる。
 - ① バスケットボール（5）
 - ② サッカー（11）
 - ③ バレーボール（6）
 - ④ ハンドボール（7）
 - ⑤ 軟式野球（9）
 - ⑥ ソフトボール（9）
 - ⑦ ラグビーフットボール（12）
 - ⑧ ホッケー（6）※（ ）内の人数を下回った場合を原則として合同チームを編成できる。人数の偏り・学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。
（前年度県大会以降に複数合同チームの実績があるものについては、当年度についても、都道府県中体連会長の承認がある場合、引き続き複数校合同チームを編成して県大会に参加することができる。）

(5) 合同チームの編成基準

- ① 最低出場人数に満たない学校で、単独でチームの編成が困難な学校同士の合同チーム。
 - ② 最低出場人数に満たない学校が、部員数に余裕がある学校より部員（当該校登録者以外）を借りて編成する合同チーム。
 - ③ 単独でチームの編成が可能な学校に、最低出場人数に満たない学校の部員を編入した合同チーム。
- ※ 趣旨を十分踏まえたうえで、上記の編成基準をもとに、①から順に優先順位を原則とし、合同が適正かどうかを地区該当競技専門部および地区中体連で十分協議する。

- (6) 大会参加時の引率については、各校の校長・教員・部活動指導員とし、ベンチ入りする監督については、代表校の校長・学校職員（常勤）・部活動指導員とする。
- (7) 登録の申請及び大会参加の申し込みは、代表校の校長が行う。
- (8) ユニホームは、チームとして統一したものを原則とする（校名連記は義務づけない）。（但し、軟式野球・ソフトボールはこの限りではない）
- (9) 合同チームが入賞した場合、表彰状は校名連記でそれぞれの学校に授与する。
- (10) 地区予選を行わない団体競技で、同一地区内の中学校との合同ができない場合は理事会等で審議する。

3 大会出場への手順

- ① それぞれの学校が、合同チームでの大会出場に合意
- ② 地区大会への出場申請（合同様式 - 1）を地区中体連会長へ提出（5月末日まで）
- ③ 地区中体連会長が承認（合同様式 - 2）
- ④ 地区大会への出場 → 県大会出場権獲得
- ⑤ 県中体連会長へ申請（合同様式 - 3、および合同様式 - 1・2のコピー）
- ⑥ 県中体連会長が承認（合同様式 - 4）
- ⑦ 県総体への出場

- ※ 附則 本規定は、平成15年度鹿児島県中学校総合体育大会より適用する。
- ・平成15年2月20日制定
 - ・平成16年2月19日改定
 - ・平成19年2月23日一部改定
 - ・平成30年2月15日一部改定
 - ・平成31年2月26日一部改定
 - ・令和5年2月22日一部改定
 - ・令和6年2月22日一部改定